令和５年

新ひだか町議会
白　　書

新　ひ　だ　か　町　議　会

令和６年１１月

目　　次

第１　新ひだか町議会の概要
１ 議員名簿 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
２ 議員数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
３ 会派構成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
４ 議員の年齢別構成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
５ 議員の男女別構成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
６ 在職期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
７ 報酬等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
８ 政務活動費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
９ 監査委員・組合議会議員 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
10 議会事務局 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
11 議会費の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
12 議会運営
⑴ 会議規則 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
⑵ 会議規則運用の実態 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
⑶ 議案の審議 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
13 常任委員会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
14 その他の委員会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
15 議会活性化・開かれた議会への取組
⑴ 休日・夜間議会等の実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
⑵ 議会活性化に係る制度・組織の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
⑶ 議会中継・ホームページによる発信 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
⑷ 議会広報紙「議会だより」の発行 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第２　令和５年の活動
１ 総括
⑴ 会議開催回数等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
⑵ 付議事件提出者別審議件数等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
⑶ 一般質問の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
⑷ 議員派遣等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
⑸ 行政視察受け入れ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
⑹ 陳情・請願の審査状況等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
⑺ 議会改革への取組（議会運営委員会） ・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
⑻ 政策提言の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

２　会議等
⑴ 第２回定例会　・・・

新ひだか町議会白書 2024

第１　新ひだか町議会の概要（令和５年７月１日現在）

１　議員名簿　　※参考　下段　令和６年５月２４日現在

氏名	年齢	職業	党派	当選回数	所属委員会				備考
					総務文教	厚生経済	議運	広報	
福嶋　尚人	71	行書	無所属	5	議　長				
川端　克美	70	無職	無所属	3		●	●		※副議長 ～R6.1.31
						●			
橋本　靖史	42	会役	無所属	1	●			●	
					○		●	●	
大川　勝也	50	会役	無所属	1	●			●	
						○		○	
田畑　隆章	73	会役	無所属	3		○	○		
						◎	●		
蚊野　芳春	64	会役	無所属	1		●		●	
					●			●	
下川　孝志	71	介役	無所属	3		●			
本間　一徳	69	無職	無所属	2	○		●	●	
					●		○	●	
城地　民義	76	無職	無所属	3		◎			
						●			
木内　達夫	70	無職	無所属	3	◎		●		※議運 R5.8.31 まで
					●		◎		
川合　　清	80	無職	共産党	4	●		●		
阿部　公一	73	無職	無所属	3		●			
建部　和代	69	無職	公明党	4		●		○	
					●		●		
池田　一也	64	会社員	公明党	5	●		◎		※副議長 R6.3.12～
						●		●	
北道　健一	71	会役	無所属	3		●		◎	
					◎			◎	
志田　　力	70	会役	無所属	5	●		●		
						●	●		

凡例：＜職　業＞
会役～会社役員
行書～行政書士
介役～介護事業所役員

＜所属委員会＞
◎～委員長
○～副委員長
●～委員

＜委員会＞
総務文教～総務文教常任委員会
厚生経済～厚生経済常任委員会
議運～議会運営委員会
広報～議会広報特別委員会

２　議員数　（単位：人）

定数	現員	欠員	党　派　別			
			公明	共産	無所属	その他
１６	１６	０	２	１	１３	―

（参考：議員定数の推移）

執 行 日	定数	立候補者数	投票率(%)
H18.4.23	26	33	静内地区 76.2
			三石地区 90.4
H22.4.18	22	24	79.52
H26.4.20	20	20	無投票
H30.4.15	16	18	73.23

３－１　会派構成　R5.8　まで　（単位：人）

清創会	清流会	新星会	公明ク	改革連	虹の会	いい町
3	2	2	2	2	2	3

※ 議長は会派に属していない

３－２　会派構成　※参考 R6.3.8　から　（単位：人）

清創会	清流会	清新会	公明ク	改革連	虹の会	いい町	無会派
3	2	2	2	2	2	2	1

※ 議長は会派に属していない

4　議員の年齢別構成　（単位：人・歳）

40 代	50 代	60 代	70 代	80 以上	平均年齢	最年長	最年少
1	1	4	9	1	６７．６	８０	４２

※全道 R5.7.1　（66.7）　（91）　（26）

5　議員の男女別構成

女性	男性
１人	１５人

6　在職期間

⑴　合併後　（単位：人）

１期	２期	３期	４期	５期
3	1	7	2	3

⑵　合併前通算　（単位：人）

１期	２期	３期	４期	５期	６期	７期	８期
3	1	6	1	0	3	1	0

９期	１０期
0	1

7　報酬等　※（　）は全道町村平均

職	報酬月額（円）	期末手当
議　長	３４０，０００　（272,217）	２．４５カ月分
副議長	２７０，０００　（218,168）	
常任・議運委員長	２５０，０００　（198,642）	
議員	２４０，０００　（184,798）	

8　政務活動費

交付していない。

9　監査委員・組合議会議員

議　会　等	議（委）員
監査委員	後藤和之（識見）、志田 力（議選）
日高中部広域連合議会	◎建部和代、橋本靖史、大川勝也、本間一徳
日高中部消防組合議会	◎北道健一、阿部公一、川端克美、田畑隆章
日高中部衛生施設組合議会	◎城地民義、川合清、蚊野芳春、下川孝志

◎議長

10　議会事務局　（単位：人）

条例定数	事務局長（兼任）	職員・書記		計
		専任	兼任	
2	1	1	2	4

（※事務局長：監査委員事務局長・公平委員会事務局長併任）

11　議会費の推移（当初予算ベース）　（単位：千円）

年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
一般会計	14,614,221	14,687,350	15,604,145	15,711,954	17,218,019
内議会費	85,668	87,814	91,812	91,830	91,718
構成比(%)	0.59	0.60	0.59	0.58	0.53

※Ｒ５年度全道町村構成比 1.0

12　議会運営

⑴　会議規則
標準会議規則を採用

⑵　会議規則運用の実態

一　般　質　問	開会日の４日前（休日を除く。）までに、文書（通告書）によって通告することとしており、質問事項及びその要旨記入を励行している。 質問の方式は回数制（３回以内）または時間制のいずれかを選択。どちらの方式においても制限時間は９０分以内（答弁含む）としている。

質　　疑	通告制をとらず３回までを原則としている。
議事日程及び会期	あらかじめ議会運営委員会を開催し協議決定している。
議　案　配　付	議案は、招集通知と同時に配付している。定例会（３・６・９・１２月）は７日前とし、臨時会は３日前としている。
請　願　、　陳　情	ともに同様に取り扱い、「文書表」に要約して配付し、委員会付託を原則としている。
会　　議　　録	会議録調製業務委託により作成している。（本会議、予算審査特別委員会等） 音声認識会議録作成支援システムにて作成している。（常任委員会、議会運営委員会等）

⑶　議案の審議

予　　算	当初予算は、全議員による特別委員会で審議し、補正予算は、本会議審議としている。
条　　例	予算関連は、予算と一括審議とし、他は本会議審議（特別なものは委員会付託）としている。
決　　算（各会計決算）	議長、監査委員を除く全議員で構成する特別委員会を設置し、閉会中の継続審査としている。
その他の議案	人事案件、専決処分等その他の議案は、本会議審議としている。

13　常任委員会

名　　称	定数	所　管　事　項
総務文教	8	総務、企画、行財政、税務、財産、契約、教育及び文化に関する事項並びに他の常任委員会に属さない事項
厚生経済	8	住民生活、保健、環境、福祉、農林、水産、商工、観光、建設、土木、上水道及び下水道に関する事項

※　常任委員の任期は２年とし、選任は各会派の希望をとりまとめ、調整のうえ選任している。なお、議長は総務文教常任委員を辞任している。

14　その他の委員会

名　　称	定数	所　管　事　項
議会運営委員会	7 以内	議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項
議会広報特別委員会	8	議会広報「議会だより」の発行等に関する事項

15　議会活性化・開かれた議会への取組

⑴　休日・夜間議会等の実施

実施なし

⑵　議会活性化に係る制度・組織の整備

区分	議会活性化に係る制度・組織の整備								
	議会基本条例	政治倫理条例等	議会の活性化にかかる議会組織の設置	専門的知見の活用	議会報告会・住民懇談会	模擬議会（学生）	自治法による議決事件の追加		
							町村の基本構想	町村の基本計画	各種マスタープラン
新ひだか町	○	○	—	—	○	—	○	—	—
全道町村の状況（整備率）	３４ (23.6)	３０ (20.8)	３６ (25.0)	2	３２ (22.2)	１８ (12.5)	８６ (30.7)	５５ (19.6)	１０ (3.6)

⑶　議会中継・ホームページによる発信

区分	議会中継								ホームページ開設状況
	実施	中継手段							
		インターネットライブ	インターネット録画配信	CATV	ラジオ	庁内放送	防災無線	その他	
新ひだか町	○	○	○	—	—	○	—	—	○
全道町村の状況(率)	８５ (59.0)	４５ (28.0)	４２ (26.1)	３ (1.9)	—	６２ (38.5)	—	８ (5.0)	１３１ (91.0)

⑷　議会広報紙「議会だより」の発行

区分	発行方法		条例に基づく委員会			委員任期			編集体制等			
	単独	町広報	常任	議運	特別	4年	2年	1年	議員	職員	共同	年間発行回数
新ひだか町	○	—	—	—	—	○	—	—	—	—	○	4
全道町村の状況(率)	１２５ (86.8)	１８ (12.5)	３６ (25.2)	６ (4.2)	７６ (53.1)	８４ (58.7)	５１ (35.7)	１ (0.7)	２４ (16.8)	３ (2.1)	116 (81.1)	平均 4.3 回 最大 12 回

第２　令和５年の活動（令和５年１月１日～令和５年１２月３１日）

１　総　括

⑴　会議開催回数等

区　　分	開催日数
本会議　計	７回・１７日
定例会	４回・１４日
臨時会	３回・　３日
全員協議会	７日
議会運営委員会	２２日
常任委員会　計	４０日
総務文教常任委員会	１９日
厚生経済常任委員会	２１日
特別委員会　計	２５日
広報特別委員会	１９日
決算審査特別委員会	３日
企業会計	１日
一般・特別会計	２日
予算審査特別委員会	２日
公立病院経営強化プラン調査特別委員会	５日

⑵　付議事件提出者別審議件数等

①審議件数

区　分	町長提出						議員・委員会提出				
	条例	予算	決算	契約財産人事	その他	計	条例	意見書	決議	規則その他	計
定例会	24	24	3	1	11	63	1	10	―	―	11
臨時会	2	3	1	1	6	13	―	―	―	―	―
計	26	27	4	2	17	76	1	10	―	―	11

②議決結果

区　分		町長提出						議員・委員会提出				
		条例	予算	決算	契約財産人事	その他	計	条例	意見書	決議	規則その他	計
定例会	可決	24	24	3	1	11	63	1	9	―	―	10
	否決	―	―	―	―	―	―	―	1	―	―	1
臨時会	可決	2	3	1	1	6	13	―	―	―	―	―
	否決	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
計	可決	26	27	4	2	17	76	1	9	―	―	10
	否決	―	―	―	―	―	―	―	1	―	―	1

⑶　一般質問の状況

招集月	質問者数
３月定例会	１１人
６月定例会	８人
９月定例会	９人
１２月定例会	８人
計	３６人

⑷　議員派遣等

①議員の派遣

件　名	目　的	期　日	派遣場所	派遣議員
北海道町村議会議員研修会	議会の活性化及び研修	R5.7.4～5	札幌市	全議員

②委員の派遣

件　名	目　的	期　日	派遣場所	派遣委員
総務文教常任委員会行政視察	所管事務調査	R5.10.10～11	沼田町、当別町	総務文教常任委員
厚生経済常任委員会行政視察	所管事務調査	R5.11.8～9	幕別町、音更町	厚生経済常任委員

⑸　行政視察受け入れ

期　日	視察団体等	内　容
R5.4.26	岐阜県 笠松町議会	体験交流事業について
R5.7.26	兵庫県 南あわじ市議会 議会運営委員会	議会基本条例の検証について
R5.9.28	平取町議会	議会中継システム等について

⑹　陳情・請願の審査状況等

①陳　情

件　　名	議決年月日	結　　果
な　し		

②請　願

件　　名	議決年月日	結　　果
新ひだか町の学校給食費無償を求める請願書について	R6.3.8 (R5.12.14 総務文教常任委員会付託)	採　択

③要望等

期　日	要　望　者	内　　容
R5.2.3	Arearea FC	山手小学校体育館の継続利用について
R5.10.19	新ひだか町商工会	「新ひだか町住宅新築リフォーム等支援補助金」及び「大型免許等資格取得支援事業補助金」に関する要望
R5.10.19	北海道商工会連合会 新ひだか町商工会	「商工会に対する令和６年度市町村補助金」についての要望

⑺　議会改革への取組（議会運営委員会）

期　　日	内　　容　　等
R5.1.13	・１２月定例会の振返りについて ・議会基本条例検証シートに基づく検証について ・議会報告会について ・新ひだか町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について ・地方自治法の一部改正に伴う地方議会制度の運用について ・新年度予算審議の進め方について
R5.2.7	・２月臨時会の振返りについて ・議会基本条例検証シートに基づく検証について ・議会報告会について ・行事開催案内等のペーパーレス移行について ・一般質問の取扱いについて
<R5.3.7>	・議会基本条例検証結果報告書(案)について ・議会報告会の開催結果について ・常任委員会等の運営について ・所管事務調査に係る委員会調査報告書(案)について
R5.3.24	・３月定例会の振返りについて ・新ひだか町議会個人情報の保護に関する条例施行規程の制定について ・議会事務局規程の一部改正について ・議員の請負状況の公表に関する条例について ・常任委員会の運営等について
<R5.5.1>	・常任委員会の運営等について ＜調査事項＞ ・令和５年度の所管事務調査項目について
<R5.5.17>	・５月臨時会の振返りについて ・所管事務調査について 調査事項の選定についての協議 議会 ICT 化の推進 議員間相互の自由討議についての研究 広報・広聴常任委員会設置についての研究 ・常任委員会の運営等について ・一般質問における「対面方式」について
R5.5.24 ～R6.3.31	・所管事務調査について 調査事項の決定について 議会 ICT 化の推進 議員間相互の自由討議についての研究 広報・広聴常任委員会設置についての研究 所管事務調査項目の決定 会議規則第 73 条に基づく所管事務調査通知書提出

	・常任委員会の運営等について ・一般質問における「対面方式」について
<R5.6.16>	・常任委員会の運営等について
<R5.7.26>	・常任委員会で説明を求める範囲について
R5.8.22	・常任委員会で説明を求める範囲について　<最終確認>
<R5.9.8>	・企業会計決算審査の進め方等について ・６月定例会の振返りについて ・所管事務調査について 　視察研修について
<R5.9.12>	・所管事務調査について 　視察研修について
<R5.10.5>	・所管事務調査について 　議会 ICT 化に向けた取組計画(案)について 　ペーパーレス化推進の基本的な考え方(確認) 　委員会等資料及び会議録などのホームページの公開の見直し(確認) 　視察研修について
<R5.10.31>	・決算審査(一般会計・特別会計)の進め方等について ・所管事務調査について 　議会 ICT 化に向けた取組について 　　⇒タブレット端末研修会について 　委員会等資料及び会議録などのホームページの公開の見直しについて 　議会からの情報発信に関する課題等の整理と改善策について 　議会報告会の周知方法について
<R5.12.6>	・１１月臨時会の振返りについて ・政策提言について ・議会報告会について
R5.12.18	・新年度予算説明に係る全員協議会について ・１２月定例会の振返りについて ・議会報告会について
R5.12.14	町に対し政策提言書を提出

【実施した取組】

①「開かれた議会」

年	月	内　　容
5	１２	議会白書の発行
	通年	議会ホームページ・フェイスブックの運用
	通年	議会広報紙の発行
	逐次	本会議及び全員協議会のインターネット中継の実施

②「親しまれる議会」

年	月	内　　容
5	2	議会報告会

③「信頼される議会」

年	月	内　　容
5	逐次	本会議の円滑かつ適切な運営を行うため、「議会運営チェックリスト」を導入し、本会議後の議会運営委員会において振り返りを行った。
	通年	議長交際費の使途の公開。

④「政策立案に関わる議会」

年	月	内　　容
5	１２	町に対し議会政策提言書を提出

⑤「議員の資質向上」

年	月	内　　容
5	１１	タブレット端末等操作研修会
	１２	（再掲）町に対し議会政策提言書を提出

⑻　政策提言の概要

提言書手交日	提言項目	提言の概要
R5.12.14	移住定住の促進について	◇移住及び定住の促進に関する条例制定や推進室の設置など、受入体制・相談体制の充実強化 ◇住宅支援や町特産品の配布など、支援策の充実強化 ◇町全体が一体となって対応する体制作り
	学力向上対策について	◇教職員の資質向上、学力向上推進講師や外国人児童生徒支援員など、町独自採用教員の配置 ◇家庭学習支援 ◇小中一貫教育の推進
	商業振興の推進による本町の商業活性化について	◇空き店舗・空き店舗併用住宅の効果的な活用対策 ◇電子地域通貨システムの調査・研究 ◇中小企業振興基本条例化への検討

２　会議等

⑴　第２回定例会（令和５年３月９日～１６日）

①　審議した議案等

議案番号	議　　件　　名	審議結果等
議案１	新ひだか町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	同 意 議 決
議案２	令和４年度新ひだか町一般会計補正予算（第８号）	原 案 可 決
議案３	令和４年度新ひだか町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）	原 案 可 決
議案４	令和４年度新ひだか町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）	原 案 可 決
議案５	令和４年度新ひだか町水道事業会計補正予算（第３号）	原 案 可 決
議案６	令和４年度新ひだか町下水道事業会計補正予算（第３号）	原 案 可 決
議案７	令和４年度新ひだか町病院事業会計補正予算（第３号）	原 案 可 決
議案８	令和５年度新ひだか町一般会計予算	原 案 可 決
議案９	令和５年度新ひだか町国民健康保険特別会計予算	原 案 可 決
議案 10	令和５年度新ひだか町後期高齢者医療特別会計予算	原 案 可 決
議案 11	令和５年度新ひだか町水道事業会計予算	原 案 可 決
議案 12	令和５年度新ひだか町下水道事業会計予算	原 案 可 決
議案 13	令和５年度新ひだか町病院事業会計予算	原 案 可 決
議案 14	新ひだか町個人情報の保護に関する法律施行条例制定について	原 案 可 決
議案 15	新ひだか町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	原 案 可 決
議案 16	新ひだか町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	原 案 可 決
議案 17	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例制定について	原 案 可 決
議案 18	新ひだか町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	原 案 可 決
議案 19	新ひだか町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	原 案 可 決
議案 20	新ひだか町立保育所条例の一部を改正する条例制定について	原 案 可 決

議案番号	議　　件　　名	審議結果等
議案 21	新ひだか町子ども・子育て会議条例及び新ひだか町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	原 案 可 決
議案 22	新ひだか町医療技術者等修学資金貸付条例の一部を改正する条例制定について	原 案 可 決
議案 23	新ひだか町博物館条例の一部を改正する条例制定について	原 案 可 決
議案 24	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	原 案 可 決
議案 25	町道の路線認定及び廃止について	原 案 可 決
発委 1	新ひだか町議会の個人情報の保護に関する条例制定について	原 案 可 決
意見書 1	認知症の人も家族も安心な社会の構築を求める意見書について	原 案 可 決

② 委員会付託の状況

議案番号	議　　件　　名	委員会
議案 8	令和５年度新ひだか町一般会計予算	予 算 審 査 特別委員会
議案 9	令和５年度新ひだか町国民健康保険特別会計予算	
議案 10	令和５年度新ひだか町後期高齢者医療特別会計予算	
議案 11	令和５年度新ひだか町水道事業会計予算	
議案 12	令和５年度新ひだか町下水道事業会計予算	
議案 13	令和５年度新ひだか町病院事業会計予算	
議案 15	新ひだか町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	総 務 文 教 常任委員会

③ 討　論

議案番号	議　　件　　名	反　対	賛　成
議案 15	新ひだか町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	川合　清	建部和代

④　一般質問

氏　名	質　問　事　項
池田　一也	高齢者などを支え、助け合う地域社会の構築について
建部　和代	町の公営住宅について
北道　健一	・入居募集停止した公営住宅の活用、処分等について ・新ひだか町新公立病院経営強化(旧改革)プラン(案)について
城地　民義	・農業振興対策のため土地改良基盤整備事業の取組について ・高齢者福祉６施設の指定管理者制度導入後の管理運営体制の現状等について
志田　　力	中小企業、小規模事業者への支援について
田畑　隆章	外国人の方の労働と暮らし交流について
本間　一徳	・脱炭素の取組みについて ・ワクチン接種費の補助について ・災害復旧工事のスケジュールについて
川端　克美	・高齢者福祉施設の指定管理料について ・公立病院経営強化プランについて ・町道の認定とその用地について ・学校教育の充実について
川合　　清	・防災対策の強化について ・子育て支援について ・ＪＲからの資産取得と静内駅の周辺整備について
橋本　靖史	・町との関わりを持つ関係人口の拡大について ・ふるさと納税について
木内　達夫	・地域内公共交通対策について ・農福連携の取組みについて ・有害鳥獣被害防止対策について

⑵　第４回定例会（令和５年６月２０日～６月２２日）

①審議した議案等

議案番号	議　　件　　名	審議結果等
	議会運営委員の辞任	許可決定
	議会運営委員の選任	議長指名
報告１	繰越明許費繰越計算書について	報告済み
議案１	令和５年度新ひだか町一般会計補正予算（第２号）	原案可決
議案２	令和５年度新ひだか町水道事業会計補正予算（第１号）	原案可決
議案３	令和５年度新ひだか町下水道事業会計補正予算（第１号）	原案可決

議案番号	議　　件　　名	審議結果等
議案４	令和５年度新ひだか町病院事業会計補正予算（第１号）	原 案 可 決
議案５	新ひだか町立児童館条例の一部を改正する条例制定について	原 案 可 決
議案６	新ひだか町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について	原 案 可 決
議案７	新ひだか町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について	原 案 可 決
議案８	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	原 案 可 決
議案９	新ひだか町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について	原 案 可 決
発委２	新ひだか町公立病院経営強化プランに関する調査特別委員会の設置について	設置決定 付託決定
意見書２	北海道教育委員会「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書について	否　　決
意見書３	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率１／２への復元、「３０人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書について	原 案 可 決
意見書４	学校給食の無償化を求める意見書について	原 案 可 決
意見書５	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書について	原 案 可 決
意見書６	インボイス制度導入の延期・見直しを求める意見書について	原 案 可 決
	議員派遣の件	決　　定
	委員会の閉会中の継続審査（調査）及び継続事務調査について	決　　定

②委員会付託の状況

議案番号	議　　件　　名	委員会
発委２	新ひだか町公立病院経営強化プランに関する調査特別委員会の設置について	新ひだか町公立病院経営強化プランに関する調査特別委員会

③討　論

議案番号	議　　件　　名	反　対	賛　成
―	―	―	―

④一般質問

氏　名	質　問　事　項
池田　一也	廃線後のＪＲ日高線について
大川　勝也	・ヒグマ被害防止対策 ・小学校再編後における対応について ・生成ＡＩ(ChatGPT 等)の活用について
建部　和代	・行政のデジタル化推進事業の取組みについて
北道　健一	・町所有財産の休止施設等について ・旧営林署跡地の(仮称)桜と梅の公園について
城地　民義	・役場等の各窓口対応のサービス向上と改善のための対応策について ・高齢者福祉６施設の指定管理者制度導入後における管理・運営体制の現状等について
阿部　公一	・町長の原則的な政治姿勢について ・行政体制の変革について ・ふるさと納税について ・SDGs１７項目への取組みは ・二十間道路桜並木を観光資源として引き継ぐために戦略は
川合　　清	・新ひだか町アイヌ施策基本構想について ・産業の振興について
木内　達夫	・日高自動車道の建設促進について ・町の将来を担う人材づくりについて

⑶　第５回定例会（令和５年９月１２日～１４日）

①審議した議案等

議案番号	議　　件　　名	審議結果等
	議会運営委員の辞任	許可決定
	［委員会調査報告］　新ひだか町公立病院経営強化プランに関する事項	決　　定
報告１	専決処分の報告について(損害賠償請求事件の和解及び損害賠償の額の決定について)	報告済み
報告２	地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について	報告済み

議案番号	議　　件　　名	審議結果等
議案１	令和５年度新ひだか町一般会計補正予算（第３号）	原 案 可 決
議案２	令和５年度新ひだか町水道事業会計補正予算（第２号）	原 案 可 決
議案３	令和５年度新ひだか町下水道事業会計補正予算（第２号）	原 案 可 決
議案４	新ひだか町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について	原 案 可 決
議案５	新ひだか町立生活館条例及び新ひだか町集会施設条例の一部を改正する条例制定について	原 案 可 決
議案６	北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約について	原 案 可 決
議案７	新ひだか町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて	原 案 可 決
議案８	令和４年度新ひだか町水道事業会計決算認定について	設 置 決 定 付 託 決 定
議案９	令和４年度新ひだか町下水道事業会計決算認定について	
議案 10	令和４年度新ひだか町病院事業会計決算認定について	
意見書７	国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書について	原 案 可 決
	議員派遣の件	決　　定
	委員会の閉会中の継続審査（調査）及び継続事務調査について	決　　定

②委員会付託の状況

議案番号	議　　件　　名	委員会
議案８	令和４年度新ひだか町水道事業会計決算認定について	企業会計決算審査特別委員会
議案９	令和４年度新ひだか町下水道事業会計決算認定について	
議案 10	令和４年度新ひだか町病院事業会計決算認定について	

③討　論

議案番号	議　　件　　名	反　対	賛　成
―	―	―	―

④一般質問

氏　名	質　問　事　項
池田　一也	・「音声コード」の付与について ・GIGA スクールについて
大川　勝也	・新ひだか町の公共施設について ・小中学校再編による児童館での対応について ・自転車通学におけるヘルメットの着用について
北道　健一	・道の駅「みついし」の施設活用と隣接施設の利用推進について ・教育現場における熱中症対策について
田畑　隆章	・都市計画税について ・社会科副読本に議会の役割を明記すべき ・我が町の人材教育について
城地　民義	持続可能で生産性が高い農業・農村を目指した農業生産基盤の整備など、施策の取組みについて
建部　和代	・不妊治療の支援について ・町の奨学金返還支援制度”肩代わり”の推進について
本間　一徳	防災減災対策について
川合　　清	・建設行政について ・環境行政について ・農業振興について ・林業振興について ・人材育成について
蚊野　芳春	コロナワクチン接種等について

⑷　第７回定例会（令和５年１２月１２日～１４日）

①審議した議案等

議案番号	議　　件　　名	審議結果等
付託議案 ８ 付託議案 ９ 付託議案 １０	委員会審査報告 〔R5.9.14 付託　第５回定例会〕 ・令和４年度新ひだか町水道事業会計決算認定について ・令和４年度新ひだか町下水道事業会計決算認定について ・令和４年度新ひだか町病院事業会計決算認定について 企業会計決算審査特別委員会 審査結果　　認　定	決　　定

議案番号	議　　件　　名	審議結果等
付託議案 2	委員会審査報告 〔R5.11.7 付託　第６回臨時会〕 ・令和４年度新ひだか町各会計歳入歳出 　決算認定について 決算審査特別委員会 　　審査結果　　認　定	決　　定
議案１	令和５年度新ひだか町一般会計補正予算（第５号）	原 案 可 決
議案２	令和５年度新ひだか町水道事業会計補正予算（第３号）	原 案 可 決
議案３	令和５年度新ひだか町下水道事業会計補正予算（第３号）	原 案 可 決
議案４	令和５年度新ひだか町病院事業会計補正予算（第２号）	原 案 可 決
議案５	新ひだか町職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定について	原 案 可 決
議案６	新ひだか町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	原 案 可 決
議案７	新ひだか町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	原 案 可 決
議案８	新ひだか町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	原 案 可 決
議案９	新ひだか町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	原 案 可 決
議案 10	新ひだか町デジタル手続条例制定について	原 案 可 決
議案 11	使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例制定について	原 案 可 決
議案 12	新ひだか町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	原 案 可 決
議案 13	新ひだか町女性センター条例を廃止する条例制定について	原 案 可 決
議案 14	（追加議案） 令和５年度新ひだか町一般会計補正予算（第６号）	原 案 可 決
請願１	新ひだか町の学校給食費無償を求める請願書について	付 託 決 定
意見書８	認知症との共生社会の実現を求める意見書について	原 案 可 決
意見書９	医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書について	原 案 可 決
意見書 10	現行の健康保険証の存続を求める意見書について	原 案 可 決
	委員会の閉会中の継続審査（調査）及び継続事務調査について	決　　定

②委員会付託の状況

議案番号	議　　件　　名	委員会
請願１	新ひだか町の学校給食費無償を求める請願書について	総務文教常任委員会

③討　論

議案番号	議　　件　　名	反　対	賛　成
付託議案２	令和４年度新ひだか町各会計歳入歳出決算認定について	川合　清	木内達夫

④一般質問

氏　名	質　問　事　項
池田　一也	・企業誘致について ・今年度の新規イベントについて
建部　和代	・町立学校再編整備について
北道　健一	・用途廃止となった施設等の利用及び処分について ・水産物の水揚げ減少に伴う漁業対策について
城地　民義	・新ひだか町公立病院経営強化プラン等について
田畑　隆章	・保健保安林「うぐいすの森」について ・浦河赤十字看護専門学校の支援について ・避難行動要支援者の個別避難計画について
川合　　清	・灯油の高騰対策について ・生活保護行政について ・就学援助基準の引上げについて
橋本　靖史	町内の交通・移動手段について
木内　達夫	・公共施設等総合管理計画について ・教育環境の整備・充実について

⑸　第１回臨時会（令和５年２月２日）

①審議した議案等

議案番号	議　　件　　名	審議結果等
報告１	専決処分の報告について(損害賠償請求事件の和解及び損害賠償の額の決定について)	報 告 済 み
議案１	令和４年度新ひだか町一般会計補正予算（第７号）	原 案 可 決

②委員会付託の状況

議案番号	議　　件　　名	委員会
―	―	―

③討　論

議案番号	議　　件　　名	反　対	賛　成
―	―	―	―

⑹　第３回臨時会（令和５年５月９日）

①審議した議案等

議案番号	議　　件　　名	審議結果等
報告１	専決処分の報告について(損害賠償請求事件の和解及び損害賠償の額の決定について)	報 告 済 み
報告２	放棄した債権の報告について	報 告 済 み
議案１	工事請負契約締結について（アイヌ民俗資料館改修建築工事）	原 案 可 決
議案２	令和５年度新ひだか町一般会計補正予算(第１号)	原 案 可 決
議案３	新ひだか町税条例の一部を改正する条例制定について	原 案 可 決
議案４	新ひだか町都市計画税条例の一部を改正する条例制定について	原 案 可 決

②委員会付託の状況

議案番号	議　　件　　名	委員会
―	―	―

③討　論

議案番号	議　　件　　名	反　対	賛　成
―	―	―	―

⑺　第６回臨時会（令和５年１１月７日）

①審議した議案等

議案番号	議　　件　　名	審議結果等
報告１	専決処分の報告について(損害賠償請求事件の和解及び損害賠償の額の決定について)	報 告 済 み
報告２	専決処分の報告について(損害賠償請求事件の和解及び損害賠償の額の決定について)	報 告 済 み
報告３	専決処分の報告について(損害賠償請求事件の和解及び損害賠償の額の決定について)	報 告 済 み
議案１	令和５年度新ひだか町一般会計補正予算（第４号）	原 案 可 決
議案２	令和４年度新ひだか町各会計歳入歳出決算認定について	設 置 決 定 付 託 決 定
	議員派遣の件	

②委員会付託の状況

議案番号	議　　件　　名	委員会
議案２	令和４年度新ひだか町各会計歳入歳出決算認定について	決 算 審 査 特別委員会

③討　論

議案番号	議　　件　　名	反　対	賛　成
―	―	―	―

第３　委員会等の活動

１　常任委員会

⑴　総務文教常任委員会

開 催 日	調 査 事 項 等
R5.1.20	<情報共有> ・新ひだか町学校給食センターの備品の状況について ＜調査事項＞ ・新ひだか町議会議員の議員報酬額の改正について
R5.1.27	<情報共有> 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部改正について
R5.2.2	<情報共有> ・議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例制定について ＜調査事項＞ ・新ひだか町議会議員の議員報酬額の改正について
R5.2.20	＜情報共有＞ ・議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例制定について ・ＪＲ北海道の資産の取得について ・令和４年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について ・教職員の懲戒処分について ・学校給食費について ＜調査事項＞ ・新ひだか町議会議員の議員報酬額の改正について ＜その他＞ ・Arearea FC からの要望書について
R5.2.27	＜資料配布＞ ・ＪＲ北海道の資産の取得について ＜調査事項＞ ・委員会調査報告書について
R5.3.9	＜情報共有＞ ・山手小学校体育館の継続利用について ＜調査事項＞ ・委員会調査報告書について
R5.3.14	＜調査事項＞ ・委員会審査報告書について ＜その他＞ ・AreareaFC への「要望書への回答」について ・新ひだか町建設協会よりの陳情書について

開 催 日	調 査 事 項 等
R5.4.26	<情報共有> ・静内右岸緑地公園パークゴルフ場及び三石蓬莱山公園パークゴルフ場の無料開放について ・新ひだか町アイヌ民俗資料館の臨時休館について ＜調査事項＞ ・令和５年度の所管事務調査項目について
R5.5.9	＜調査事項＞ ・令和５年度の所管事務調査項目について
R5.5.24 ～R5.12.31	＜調査事項＞ ・令和５年度の所管事務調査項目について 所管事務調査項目の決定 会議規則第 73 条に基づく所管事務調査通知書提出
R5.6.9	＜所管事務調査＞ ・令和５年度の所管事務調査項目について
R5.7.12	<情報共有> ・新ひだか町女性センターの廃止について ＜調査事項＞ ・所管事務調査について（所管課ヒアリング） ①学力向上対策について ②移住定住の促進について
R5.8.9	＜所管事務調査＞ ・先進地調査について　(視察先の決定)
R5.8.31	<情報共有> ・第５回定例会への提出案件について ・補正予算について ・北海道退職手当組合規約の一部を変更する規約について ・人事評価制度における評価結果の処遇反映本格導入について ・新ひだか町デジタル手続条例の制定について ・令和３年度決算に係る統一的な基準による財務書類について ・令和３年度新ひだか町新財政計画の分析・評価について ・令和５年６月１１日の地震に伴う被害状況について ・損害賠償請求事件の和解及び損害賠償額の決定について ＜所管事務調査＞ 先進地視察調査について
R5.10.12 ～R5.12.1	委員会調査報告書まとめ協議
R5.10.26	<情報共有> ・第６回臨時会への提出案件について ・補正予算について ・大雨被害について ・損害賠償請求事件の和解及び損害賠償額の決定について ・新ひだか町女性センターの廃止について

開 催 日	調 査 事 項 等
R5.10.26	＜所管事務調査＞ 先進地視察調査報告書について
R5.11.7	<情報共有> ・都市防災総合推進事業に係る事前協議について ＜所管事務調査＞ 所管事務調査報告書(案)について
R5.11.16	＜所管事務調査＞ 所管事務調査報告書(案)について　　まとめ協議
R5.12.1	<情報共有> ・第７回定例会への提出案件について ・補正予算について ・新ひだか町職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定について ・新ひだか町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について ・新ひだか町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について ・新ひだか町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例制定について ・新ひだか町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について ・新ひだか町デジタル手続条例制定について ・使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例制定について ・令和５年度新ひだか町表彰について ・大雨等による被害状況について ・観光情報センター及び旧ＪＲ静内駅舎の改修等について ・令和５年度全国学力・学習状況調査結果について ・令和５年度いじめ・不登校等の状況について ・中学校部活動地域移行にかかる「新ひだか町部活動地域移行推進協議会設置要綱」の制定について ・「新ひだか町社会教育施設個別施設計画」中間報告について ・令和５年度社会教育団体等の活動に関するアンケート調査報告について ・令和５年度「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学省大臣表彰の受賞決定について ＜所管事務調査＞ ・委員会調査報告書提出

開 催 日	調 査 事 項 等
R5.12.14	<情報共有> ・補正予算について ＜所管事務調査＞ 請願書について

⑵　厚生経済常任委員会

開 催 日	調 査 事 項 等
R5.1.26	＜調査事項＞ ・所管事務調査について 地域医療と新ひだか町立病院のあり方について
R5.2.16	＜調査事項＞ ・所管事務調査について 地域医療と新ひだか町立病院のあり方について <情報共有> ・水田活用の直接支払交付金の見直しについて ・新ひだか町和牛センター事業の取り組みについて ・新ひだか町公営住宅等長寿命化計画について ・町道の路線変更について
R5.2.27	<その他> 全員協議会提出議案関係の委員会開催案件について ＜所管事務調査＞ 委員会調査報告書(案)について
R5.3.27	＜所管事務調査＞ ・委員会調査報告書(案)について　まとめ協議　提出
R5.4.5 ～R5.6.10	＜所管事務調査＞ ・令和５年度の所管事務調査について 所管(所掌)事務調査通知書(案)について　まとめ、提出 <情報共有> ・新ひだか町活性化センターの使用について
R5.4.13	＜調査事項＞ ・所管事務調査について 地域医療と新ひだか町立病院のあり方について
R5.4.24	＜調査事項＞ ・所管事務調査について 地域医療と新ひだか町立病院のあり方について <情報共有> ・静内川の治水対策の現状と今後の予定について ・地域包括ケア病床の増床について ・小児科常勤医の招へい等について

開 催 日	調 査 事 項 等
R5.5.9	＜調査事項＞ ・所管事務調査について 　地域医療と新ひだか町立病院のあり方について
R5.5.19	＜調査事項＞ ・所管事務調査について 　地域医療と新ひだか町立病院のあり方について
R5.5.30	＜調査事項＞ 　所管事務調査について 　地域医療と新ひだか町立病院のあり方について
R5.6.8	＜所管事務調査＞ 　委員会調査報告書(案)のまとめ協議 <情報共有> ・赤潮に関する動向等について ・令和５年度水道管路耐震化等推進事業について ・令和５年度静内終末処理場耐震改築工事について ・新ひだか町公共下水道事業計画の変更について ＜資料配布＞ 　第６０回しずない桜まつりの開催結果について
R5.6.9	＜所管事務調査＞ 　委員会調査報告書　提出
R5.6.22	＜調査事項＞ 　令和５年度の所管事務調査について
R5.7.6	＜調査事項＞ 　令和５年度の所管事務調査について
R5.7.13 ～R6.3.31	＜所管事務調査＞ 　所管事務調査について　(所管課ヒアリング) 　商工業関連事業の振興対策について 会議規則第 73 条に基づく所管事務調査通知書提出
R5.8.16	＜所管事務調査＞ 　新ひだか町商業の現状と商業振興の推進について
R5.9.1	<情報共有> ・補正予算 ・大規模林道平取・えりも線　地すべり災害の対策について ・令和５年６月１１日の地震に伴う被害状況について ・新ひだか町立生活館条例及び新ひだか町立集会施設条例の一部を改正する条例制定について ・新ひだか町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について ・新ひだか町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取り消しについて ＜所管事務調査＞ ・新ひだか町商業の現状と商業振興の推進について

開 催 日	調 査 事 項 等
R5.9.25	[意見交換会] ・新ひだか町商工会
R5.10.27	＜所管事務調査＞ ・先進地調査について　(視察先の決定) <情報共有> ・新ひだか町公立病院経営強化プラン町民説明会について ・損害賠償請求事件の和解及び損害賠償額の決定について ・令和５年９月１４日の豪雨による被害状況について ・補正予算 ・一般公園の用途廃止計画について ・使用料・手数料の見直しについて
R5.12.4	＜所管事務調査＞ ・行政視察結果報告書について <情報共有> ・使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例制定について ・補正予算 ・観光情報センター及び旧ＪＲ静内駅舎の改修等について ・新ひだか町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について ・国民健康保険税に係る見直しについて ・水田活用予算の全体像について ・土地改良事業の実施に向けた整備要望結果について ・令和５年１０月６日発生の暴風及び１１月７日発生の豪雨による被害報告について ・一般公園の用途廃止条例改正(案)について ＜その他＞ ・新ひだか町商工会要望書 ・北海道商工会連合会及び新ひだか町商工会要望書
R5.12.8	＜所管事務調査＞ 所管事務調査報告書(案)について　　まとめ協議、提出 <情報共有> ・令和５年の水揚げ状況について

2　議会運営委員会

開　催　日	調 査 事 項 等
R5.1.30	２月(第１回)臨時会の運営について
R5.2.27	新ひだか町公立病院経営強化プランに関する特別委員会の設置について
R5.3.7	・３月(第２回)定例会の運営について ・新ひだか町公立病院経営強化プランに関する特別委員会の設置について
R5.3.13	３月定例会の意見書等について
R5.3.15	３月定例会に係る協議について
R5.5.1	５月(第３回)臨時会の運営について
R5.5.17	・議会運営委員の辞任について ・会派代表者の変更について
R5.6.16	・６月(第４回)定例会の運営について ・新ひだか町公立病院経営強化プランに関する特別委員会の設置について
R5.6.20	６月定例会の意見書について
R5.7.26	【南あわじ市議会運営委員会行政視察】
R5.9.8	・議会運営委員の辞任について ・会派の解散届について ・９月(第５回)定例会の運営について
R5.9.12	９月定例会の意見書について
R5.10.5	会派脱退届について
R5.10.31	・11 月(第６回)臨時会の運営について ・決算審査特別委員会の進め方について ・要望等について
R5.12.6	・12 月(第７回)定例会の運営について ・請願について
R5.12.12	12 月定例会の追加議案、意見書について

※12 ページから 13 ページに記載している議会改革に関する調査を除く。

3　特別委員会

⑴　議会広報特別委員会

期　日	内　　容	備　考
R5.1.10、13、16 （R5.1.25）	議会だより第63号の編集 議会だより第63号発行	
R5.3.16	議会だより第63号の反省について 議会だより第64号の発行について	・議会広報(北海道)コンクールについて →応募対象外
R5.4.4、10、14 （R5.4.25）	議会だより第64号の編集 議会だより第64号発行	・議会広報全国コンクールについて →応募した第５９号の講評
R5.6.9	議会だより第64号の反省について 議会だより第65号の発行について	
R5.7.7、11、14 （R5.7.25）	議会だより第65号の編集 議会だより第65号の発行	・議会広報研修会について
R5.9.12	議会だより第65号の反省について 議会だより第66号の発行について	・議会広報全国コンクールについて　→第62号を応募
R5.9.14	議会だより第66号の発行について	
R5.10.4、13、17 （R5.10.25）	議会だより第66号の編集 議会だより第66号の発行	
R5.12.12	議会だより第66号の反省について 議会だより第67号の発行について	
R5.12.14	議会だより第67号の発行について	

⑵　予算審査特別委員会

設置日	開催日	委員長	副委員長	委　員
R5.3.9	R5.3.14～3.15	川端　克美	木内　達夫	全議員

⑶　決算審査特別委員会

①企業会計

設置日	開催日	委員長	副委員長	委　員
R5.9.14	R5.10.18	川端　克美	木内　達夫	議長、監査委員を除く全議員

②一般会計・特別会計

設置日等	開催日	委員長	副委員長	委　員
R5.11.7	R5.11.15～11.16	川端　克美	木内　達夫	議長、監査委員を除く全議員

4　全員協議会

開催日	内　　容
R5.1.27	・第１回臨時会への提出案件について ・議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部改正について ・マイナンバーカードを活用したコンビニエンスストア等での住民票等交付サービス(コンビニ交付)の実施について ・児童福祉施設の整備について ・新ひだか町医療技術者等修学資金貸付条例の一部改正について
R5.2.27	・第２回定例会への提出案件について ・新ひだか町公立病院経営強化プランについて
R5.4.26	・第３回臨時会への提出案件について ・専決処分の報告について(損害賠償請求事件の和解及び損害賠償の額の決定について) ・放棄した債権の報告について ・工事請負契約締結について(アイヌ民俗資料館改修建築工事) ・５月補正予算について ・新ひだか町税条例等の一部を改正する条例制定について ・新ひだか町都市計画税条例の一部を改正する条例制定について ・新ひだか町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

開催日	内　　容
R5.6.9	・第４回定例会への提出案件について ・繰越明許費繰越計算書について ・６月補正予算について ・新ひだか町立児童館条例の一部を改正する条例制定について ・新ひだか町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について ・新ひだか町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について ・辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について ・新ひだか町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について ・日高地域広域公共交通確保対策協議会における取組状況について ・新ひだか町立生活館条例及び新ひだか町集会施設条例の一部改正について ・登録有形文化財(建造物)候補の登録について
R5.9.8	使用料・手数料の見直しについて
R5.10.5	使用料・手数料の見直しについて
R5.12.13	令和５年度１２月補正予算（追加分）について

5　公立病院経営強化プラン調査特別委員会

設置日	開催日	委員長	副委員長	委　員
R5.6.22	R5.7.10 7.25 8. 1 8. 9 8.22	川端　克美	池田　一也	全 議 員

第４　議員の会議等出席状況・一般質問の状況等

１　本会議出席状況

月日		福嶋 尚人	川端 克美	橋本 靖史	大川 勝也	田畑 隆章	蚊野 芳春	下川 孝志	本間 一徳	城地 民義	木内 達夫	川合 清	阿部 公一	建部 和代	池田 一也	北道 健一	志田 力
2	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○
3	9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○
	10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○
	13	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○
	14	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×
	16	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○
5	9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	21	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	22	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9	12	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
	13	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
	14	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
11	7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12	12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	13	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	14	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

（○：出席、×：欠席）

２　一般質問の状況

区　分	３月	６月	９月	12 月	計
福嶋　尚人	―	―	―	―	―
川端　克美	○	×	×	×	1
橋本　靖史	○	×	×	○	2
大川　勝也	×	○	○	×	2
田畑　隆章	○	×	○	○	3
蚊野　芳春	×	×	○	×	1
下川　孝志	×	×	×	×	0
本間　一徳	○	×	○	×	2
城地　民義	○	○	○	○	4
木内　達夫	○	○	×	○	3
川合　　清	○	○	○	○	4
阿部　公一	×	○	×	×	1
建部　和代	○	○	○	○	4
池田　一也	○	○	○	○	4
北道　健一	○	○	○	○	4
志田　　力	○	×	×	×	1
計	１１	8	9	8	３６

3　総務文教常任委員会出席状況

区　分	1.20	1.27	2.2	2.20	2.27	3.9	3.14	4.26
◎木内　達夫	○	○	○	○	○	○	○	○
○本間　一徳	○	○	○	○	×	○	○	○
橋本　靖史	○	○	○	○	○	○	○	○
大川　勝也	○	○	○	○	○	○	○	○
川合　　清	○	○	○	○	×	○	○	○
池田　一也	○	○	○	○	○	○	○	○
志田　　力	○	×	○	○	○	○	×	○

区　分	5.9	5.24	6.9	7.12	8.9	8.31	10.26	11.7
◎木内　達夫	○	○	○	×	○	○	○	○
○本間　一徳	○	○	○	○	○	○	○	○
橋本　靖史	○	○	○	○	○	○	○	○
大川　勝也	○	○	○	○	○	○	○	○
川合　　清	○	○	○	○	○	○	×	○
池田　一也	○	○	○	○	○	○	○	○
志田　　力	○	○	○	○	○	×	○	○

区　分	11.16	12.1	12.4
◎木内　達夫	○	○	○
○本間　一徳	○	○	○
橋本　靖史	○	○	○
大川　勝也	○	○	○
川合　　清	○	○	○
池田　一也	○	○	○
志田　　力	○	○	○
北道　健一	○	○	○

◎委員長　○副委員長　　（○：出席、×：欠席）

4　厚生経済常任委員会出席状況

区　分	1.26	2.16	2.27	3.27	4.5	4.13	4.24	5.9
◎城地　民義	○	○	○	○	○	○	○	○
○田畑　隆章	○	○	○	○	○	○	○	○
川端　克美	○	○	○	○	○	○	○	○
蚊野　芳春	○	○	○	○	○	○	○	○
下川　孝志	○	○	○	○	×	○	○	○
阿部　公一	○	×	×	○	○	○	○	○
建部　和代	○	○	○	○	○	○	○	○
北道　健一	○	○	○	○	○	○	○	○

区　分	5.19	5.30	6.8	6.9	6.22	7.6	7.13	8.16
◎城地　民義	○	○	○	○	○	○	○	○
○田畑　隆章	○	○	○	○	○	○	○	○
川端　克美	○	○	○	○	○	○	○	○
蚊野　芳春	○	○	○	○	○	○	○	○
下川　孝志	○	○	○	○	○	○	○	○
阿部　公一	○	○	○	○	○	○	○	×
建部　和代	○	○	○	○	○	○	○	○
北道　健一	○	○	○	○	○	○	○	○

区　分	9.1	9.25	10.27	12.4	12.8
◎城地　民義	○	○	○	○	○
○田畑　隆章	○	○	○	○	○
川端　克美	○	○	○	○	○
蚊野　芳春	○	○	○	○	○
下川　孝志	○	○	○	○	○
阿部　公一	×	○	○	○	○
建部　和代	○	○	○	○	○
北道　健一	○	○	○	○	○

◎委員長　○副委員長　　（○：出席、×：欠席）

5　議会運営委員会出席状況

区　分	1.13	1.30	2.7	2.27	3.7	3.13	3.15	3.24	5.1
◎池田　一也	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○田畑　隆章	○	○	○	○	○	○	○	○	○
川端　克美	○	×	○	○	○	○	○	○	○
下川　孝志	○	○	○	○	○	○	○	○	○
木内　達夫	○	○	○	○	○	○	○	○	○
川合　　清	×	○	○	×	○	○	○	×	○
志田　　力	○	○	○	○	○	北道	北道	×	○

区　分	5.17	5.24	6.16	6.20	7.26	8.22	9.8	9.12	10.5
◎池田　一也	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○田畑　隆章	○	○	○	○	○	○	○	○	○
川端　克美	×	○	○	○	○	○	○	○	○
下川　孝志	○	○	○	—	—	—	—	—	—
→本間一徳	—	—	—	○	○	○	○	○	○
木内　達夫	○	○	○	○	○	○	○	—	—
川合　　清	○	○	○	○	○	○	○	○	○
志田　　力	○	○	○	○	○	×	北道	北道	北道

区　分	10.31	12.6	12.12	12.18
◎池田　一也	○	○	○	○
○田畑　隆章	○	○	○	○
川端　克美	○	○	○	橋本
本間　一徳	○	○	○	○
川合　　清	○	○	○	×
志田　　力	○	○	○	○

◎委員長　○副委員長　　（○：出席、×：欠席）

※-2　３月１３日ほか、北道議員が志田委員の代理出席。

１２月１８日、橋本議員が川端委員の代理出席。

６　議会広報特別委員会出席状況

区　分	1.10	1.13	1.16	3.16	4.4	4.10	4.14	6.9	6.22	7.7
◎北道　健一	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○建部　和代	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
橋本　靖史	×	○	○	○	○	○	×	○	○	○
大川　勝也	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
蚊野　芳春	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
本間　一徳	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

区　分	7.11	7.14	9.12	9.14	10.4	10.13	10.17	12.12	12.14
◎北道　健一	×	○	○	○	○	○	○	○	○
○建部　和代	○	○	○	○	○	○	○	○	○
橋本　靖史	○	○	×	×	○	×	×	○	○
大川　勝也	○	○	○	○	×	○	×	○	○
蚊野　芳春	○	○	○	○	○	○	○	○	○
本間　一徳	○	○	○	○	○	○	○	○	○

◎委員長　○副委員長　　（○：出席、×：欠席）

7　決算審査特別委員会出席状況

区　分	企業会計	一般・特別会計	
	10.18	11.15	11.16
◎川端　克美	○	○	○
○木内　達夫	○	○	○
橋本　靖史	○	○	○
大川　勝也	○	○	○
田畑　隆章	○	○	○
蚊野　芳春	○	○	○
下川　孝志	○	○	○
本間　一徳	○	○	○
城地　民義	○	○	○
川合　　清	○	○	○
阿部　公一	○	○	○
建部　和代	○	○	○
池田　一也	○	○	○
北道　健一	○	○	○

◎委員長　○副委員長　　（○：出席、×：欠席）

8　予算審査特別委員会出席状況

区　分	3.14	3.15
◎川端 克美	○	○
○木内 達夫	○	○
福嶋 尚人	○	○
橋本　靖史	○	○
大川　勝也	○	○
田畑　隆章	○	○
蚊野　芳春	○	○
下川　孝志	○	○
本間　一徳	○	○
城地　民義	○	○
川合　　清	○	○
阿部　公一	×	×
建部　和代	○	○
池田　一也	○	○
北道　健一	○	○
志田　　力	×	×

◎委員長　○副委員長　　（○：出席、×：欠席）

9　全員協議会出席状況

区　分	1.27	2.27	4.26	6.9	9.8	10.5	12.13
福嶋　尚人	○	○	○	○	○	○	○
川端　克美	○	○	○	○	○	○	○
橋本　靖史	○	○	○	○	○	○	○
大川　勝也	○	○	○	○	○	○	○
田畑　隆章	○	○	○	○	○	○	○
蚊野　芳春	○	○	○	○	○	○	○
下川　孝志	○	○	○	○	○	○	○
本間　一徳	○	○	○	○	○	○	○
城地　民義	○	○	○	○	○	○	○
木内　達夫	○	○	○	○	○	○	○
川合　　清	○	○	○	○	○	○	○
阿部　公一	○	×	○	○	○	○	○
建部　和代	○	○	○	○	×	○	○
池田　一也	○	○	○	○	○	○	○
北道　健一	○	○	○	○	○	○	○
志田　　力	×	○	○	○	×	×	○

（○：出席、×：欠席）

１０　公立病院経営強化プラン調査特別委員会出席状況

区　分	7.10	7.25	8.1	8.9	8.22
◎川端　克美	○	○	○	○	○
○池田　一也	○	○	○	○	○
福嶋　尚人	○	○	○	○	○
橋本　靖史	○	○	○	○	○
大川　勝也	○	○	○	○	○
田畑　隆章	○	○	○	○	○
蚊野　芳春	○	○	○	○	○
下川　孝志	○	○	○	○	○
本間　一徳	○	○	○	○	○
城地　民義	○	○	○	○	○
木内　達夫	○	○	○	○	○
川合　　清	○	○	○	○	○
阿部　公一	○	○	○	×	×
建部　和代	○	○	○	○	○
北道　健一	×	○	○	○	○
志田　　力	○	○	○	×	×

（○：出席、×：欠席）

新ひだか町議会基本条例
検証結果報告書

令和６年３月

新ひだか町議会　議会運営委員会

新ひだか町議会基本条例の検証結果

１　検証の目的

新ひだか町議会では、議会の公平性と透明性を確保するとともに「町民に信頼され、町民が参加できる開かれた議会」を目指し、議会基本条例（以下「条例」という。）を令和元年１２月に可決、成立し、翌年１月から施行されました。

この条例は、二元代表制における議会及び議員の役割等を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、町の持続的な発展と町民福祉の向上に寄与することを目的としております。

また、条例第２９条第１項では、「議会は、毎年度、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、その結果を公表します。」と規定しています。

このたび、上記の規定に基づき、議会や議員の様々な活動が、条例に規定されている各条文の目的を達成しているかどうかについて、議会運営委員会で検証を行いましたので、その結果を報告いたします。

２　検証の対象期間

令和５年１月から令和５年１２月まで

３　検証の結果と評価

別添「新ひだか町議会基本条例検証シート」のとおり

４　検証結果の公表等

検証結果報告書を議長に提出するとともに、議会ホームページや議会白書などにより公表する。

新ひだか町議会基本条例検証シート

条　　文			評　　価	左の理由・実績等	評価が１の場合以外は、課題解決のために議会（議員）が取り組むべき内容など。 ※本年の取組み内容の基礎となるものです。
（目的）	第１条	この条例は、二元代表制における新ひだか町議会（以下「議会」という。）及び新ひだか町議会議員（以下「議員」という。）の役割等を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、新ひだか町の持続的な発展と町民福祉の向上に寄与することを目的とします。	□１ 概ね達成した。 □２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 □３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 ■４ その他 条例の目的についての規定であり、運用面での評価は行わない。		
（議会の役割）	第２条	議会は、次に掲げる役割を担います。 (1) 議案、請願及び陳情等の審議、審査等並びにこれらの議決を行うこと。 (2) 町長その他の執行機関（以下「町長等」という。）の事務の執行について、監視及び評価を行うこと。 (3) 町政の課題等について、調査研究を行い、政策の立案及び提言を行うこと。 (4) 国会、北海道議会又は関係行政庁に意見書を提出するほか、決議により議会の意思を表明すること。	□１ 概ね達成した。 □２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 □３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 ■４ その他 役割についての総括的な規定であり、運用面での評価は行わない。		
（最高規範性）	第３条	この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例に定める事項との整合を図ります。	□１ 概ね達成した。 □２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 □３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 ■４ その他 条例の位置づけの規定であり、運用面での評価は行わない。		

新ひだか町議会基本条例検証シート

条　　文			評　　価	左の理由・実績等	評価が１の場合以外は、課題解決のために議会（議員）が取り組むべき内容など。 ※本年の取組み内容の基礎となるものです。
（議会の活動原則）	第４条	議会は、第２条に規定する役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動します。 (1) 二元代表制の下、本町の意思決定を担う議事機関としての責任を自覚し、その機能を最大限に発揮すること。 (2) 多様な町民意見を十分に把握し、町民の代表として公正かつ公平な議論、審議、審査等を行い、意思決定を行うこと。 (3) 町民が参加しやすい開かれた議会運営を行うとともに、議会活動について、町民への説明責任を果たし積極的に情報公開を進めること。 (4) 町民の負託に的確に応える議会の在り方を常に追求し、議会の改革に継続的に取り組むこと。	■１ 概ね達成した。 □２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 □３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 □４ その他	町民の代表として、公正かつ公平な審議を行い意思決定を行うとともに、町民への情報公開や議会改革に継続的に取り組んでいる。	
（本会議）	第５条	定例会及び臨時会（以下「本会議」という。）は、議員全員で構成し、議会の最終的な意思決定を行います。	□１ 概ね達成した。 □２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 □３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 ■４ その他 本会議の構成等についての規定であり、運用面での評価は行わない。		
（委員会の活動）	第６条	議会は、社会、経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）の適切な運営により機動力を高めるよう努めます。 ２　委員会の委員長は、自由討議による合意形成に努め、委員長報告を作成し、報告に当たっては、論点及び争点を明確にするよう努めます。 ３　前２項のほか、委員会に関する事項については、別に条例で定めます。	□１ 概ね達成した。 ■２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 □３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 □４ その他	常任委員会や議会運営委員会、特別委員会は委員会条例に基づき適正な運営を行っている。 自由討議による合意形成については、委員間討論が出来ていないことから、更なる検討が必要である。	広報・広聴委員会の常任委員会化が進んでおらず、位置付けがあいまいな状況にあることから、引き続き検討する。

新ひだか町議会基本条例検証シート

条　　文			評　　価	左の理由・実績等	評価が１の場合以外は、課題解決のために議会（議員）が取り組むべき内容など。 ※本年の取組み内容の基礎となるものです。
（災害時の議会の対応）	第７条	議会は、町民の生命又は生活に直接影響を及ぼす災害等が発生した場合は、町民及び地域の状況を的確に把握するとともに、議会としての業務を継続し、災害からの速やかな復興に向け積極的な役割を果たすよう取り組みます。	■１ 概ね達成した。 □２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 □３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 □４ その他	災害発生時は議会災害時対応マニュアルに従い、災害情報の共有や議員への情報伝達など、適切な対応を行っている。	
（議長及び副議長の役割）	第８条	議長は、その職務として、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会事務をつかさどり、及び議会の代表者として中立かつ公平な立場において職務を行い、民主的な議会運営を行います。 ２　前項の規定は、副議長が議長の職務を行う場合について準用します。	■１ 概ね達成した。 □２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 □３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 □４ その他	適切な議会運営を行っている。	
（議長及び副議長志願者の所信表明）	第９条	議会は、議長及び副議長の選出に当たり、議会活動の方向性を明確にし、議会の透明性をより一層高め、議会の責務を強く認識するため、それぞれの職を志願する者に所信を表明する機会を設けます。	□１ 概ね達成した。 □２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 □３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 ■４ その他	該当となる事例はなかった。	

新ひだか町議会基本条例検証シート

条　　文			評　　価	左の理由・実績等	評価が１の場合以外は、課題解決のために議会（議員）が取り組むべき内容など。 ※本年の取組み内容の基礎となるものです。
（自由討議による合意形成）	第１０条	議会は、議員による討論の場であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由討議を中心に運営します。 ２　議会は、本会議及び委員会において、議員提出議案、町長提出議案並びに請願及び陳情等を審議し結論を出す場合には、議員相互の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、町民に対する説明責任を十分に果たすよう努めます。 ３　議員は、前２項による議員相互間の自由討議を拡大し、政策、条例、意見等の議案の提出を積極的に行うよう努めます。	■１ 概ね達成した。 □２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 □３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 □４ その他	令和５年度議会運営委員会の所管事務調査として取り組んでいる。	
（議員の活動原則）	第１１条	議員は、町民の代表として選挙により選ばれた公職にある者として、次に掲げる原則に基づき活動します。 (1) 多様な町民意見と町政の課題を的確に把握し、町政全体を見据えた広い視点及び長期的展望を持って、公正かつ誠実に職務を遂行すること。 (2) 自らの議会活動及び議会における意思決定等の過程等について、町民にわかりやすく説明すること。 (3) 政策の立案及び提言に係る能力の向上を図るため、常に研さんに努めること。 (4) 議会が言論の府であることを踏まえ、議員相互間の討議を活発に行うこと。	□１ 概ね達成した。 ■２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 □３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 □４ その他	議員の活動原則に基づき、公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、町民に対する説明や自己研さんに努めたが、議員相互間の討議は、未だ本来の自由討議には至っていない。	議員相互間の討議は、常任委員会から積極的に取り組んでいく。
（議員の政治倫理）	第１２条	議員は、町民の負託に応えるため、新ひだか町議会議員政治倫理規程に基づき、議員としての品位を保持するとともに、政治倫理の向上に努め、公正及び誠実を旨として職責を全うします。	■１ 概ね達成した。 □２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 □３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 □４ その他	新ひだか町議会議員政治倫理規定第3条の規定に基づく政治倫理基準を遵守して議員活動を行うとともに、その職務に努めている。	

新ひだか町議会基本条例検証シート

条　　文			評　　価	左の理由・実績等	評価が１の場合以外は、課題解決のために議会（議員）が取り組むべき内容など。 ※本年の取組み内容の基礎となるものです。
（災害時発生時の議員の対応）	第１３条	議員は、町民の生命又は生活に直接影響を及ぼす災害等が発生した場合は、町民及び地域の状況を的確に把握するとともに、別に定める災害時対応マニュアルに基づき適切な対応に努めます。	■１ 概ね達成した。 □２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 □３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 □４ その他	議会災害時対応マニュアルに基づき対応している。	
（会派）	第１４条	議員は、政策の決定及び形成に資するため、政策を中心とした同一の理念を共有する２名以上の議員で構成する会派を結成することができます。 ２　会派は、その会派に属する議員の活動を支援するとともに、政策の立案、提言等を主体的に実施するよう努めます。	■１ 概ね達成した。 □２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 □３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 □４ その他	会派に属する議員活動の支援は常に行っており、政策の立案、提言等についても各常任委員会の中で取り組んでいる。	
（議員定数）	第１５条	議員定数については、町長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言等の議会機能の確保を考慮するとともに、多様な町民意見を町政に反映させるための適切な人数を確保するという視点等を踏まえ、別に条例で定めます。	□１ 概ね達成した。 □２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 □３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 ■４ その他	議員定数については、平成２９年６月に議員の定数を定める条例の一部改正を行い現在１６人となっており、現状での条例改正の必要性はないと考える。	本町の人口減少の状況や全道・全国的な議員定数を参考にしながら検討すべきと考えており、当分の間は現状維持で良いのではないかと考える。

新ひだか町議会基本条例検証シート

条　　文			評　　価	左の理由・実績等	評価が１の場合以外は、課題解決のために議会（議員）が取り組むべき内容など。 ※本年の取組み内容の基礎となるものです。
（議員報酬等）	第１６条	議員の報酬及び費用弁償並びに期末手当については、町政課題等の複雑高度化に対し、町長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言等の議会機能を十分に発揮することができるよう、多様な分野に幅広い知識と経験を有する人材が議員として活動できるための環境整備の観点を踏まえ、別に条例で定めます。	□１ 概ね達成した。 □２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 □３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 ■４ その他	議員報酬等については、令和５年４月から改正されている。	
（町民参加及び町民との連携）	第１７条	議会は、町民の意見を議会活動に反映することができるよう、次に掲げる方法その他の方法により、町民の議会活動への参加を推進します。 (1) 本会議及び委員会の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用し、町民の意向及び学識経験者等の専門的又は政策的識見を議会の意思決定に反映させること。 (2) 請願及び陳情が提出されたときは、町民の政策提案と位置付け、審査においては、提案者の意見を聴く機会を確保すること。 (3) 議会報告会を年１回以上開催し、広く町民に議会の活動を報告するとともに、町民の意見を聴取して議会活動に反映すること。 (4) 議会の基礎的な資料及び情報並びに議会の評価等を毎年調整し、議会白書として町民に公表すること。 (5) 議案に対する各議員の賛否、論点及び争点を議会広報等で公表する等、議員の活動に対して町民の評価が的確になされるよう情報提供すること。	■１ 概ね達成した。 □２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 □３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 □４ その他	参考人制度や公聴会制度については、その活用が必要と判断した事例、案件等はなかった。 議会報告会を開催し、議会活動報告をすることができた。 議会白書による議会資料等の公表のほか、議案に対する各議員の賛否等は議会広報等で公表している。	参考人制度や公聴会制度については、陳情や請願などで必要と判断した場合に活用する方向で考える。

新ひだか町議会基本条例検証シート

条　　文			評　　価	左の理由・実績等	評価が１の場合以外は、課題解決のために議会（議員）が取り組むべき内容など。 ※本年の取組み内容の基礎となるものです。
（議会広報の充実）	第１８条	議会は、町民に開かれた議会の実現のため、町政に係る論点及び争点の情報を町民に周知するよう努めます。 ２　議会は、情報通信技術の発展を踏まえた多様な広報手段を多く活用し、多くの町民が行政に関心を持つよう、議会広報活動に努めます。	■１ 概ね達成した。 □２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 □３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 □４ その他	議会広報は定例会毎に発行するとともに、議会ホームページやフェイスブック等のSNSの活用により、議会の情報を広く町民に発信している。	
（本会議及び委員会の公開）	第１９条	議会は、本会議、委員会及び全員協議会（以下「本会議等」という。）を原則公開とし、必要な資料を町民に配布するとともに町民が傍聴しやすい環境の一層の充実に努めます。 ２　議会は、本会議等の日程及び内容を事前に町民に周知するとともに、本会議等の会議録を公開し、意思決定に係る過程と結果を明らかにします。	■１ 概ね達成した。 □２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 □３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 □４ その他	本会議及び全員協議会は原則公開として、インターネットによる議会中継や必要な資料配布も行っている。 また、議会等の日程もホームページ等により事前に町民に周知するとともに、本会議等の会議録も公開している。	
（町長等との関係）	第２０条	議会は、二元代表制の下、町長等と独立対等な立場で緊張ある関係を保持し、町長等の事務の執行に対する監視及び評価を行うとともに、政策の立案及び提案を通じて、町の発展及び町民福祉の向上のために活動します。 ２　議長から本会議等への出席を要請された町長等は、議員の質疑及び質問に対し、議長又は委員長の許可を得て、論点及び争点を明確にするための反問をすることができます。 ３　議員は、二元代表制民主主義の充実と町民自治の観点から、法定以外の執行機関の諮問機関、審議会等の委員に就任しません。	■１ 概ね達成した。 □２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 □３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 □４ その他	町長等の事務執行に対する監視及び評価は、本会議や全員協議会、常任委員会等の中で行っており、常任委員会所管事務調査により政策提言も行っている。	

新ひだか町議会基本条例検証シート

条　　文			評　　価	左の理由・実績等	評価が１の場合以外は、課題解決のために議会（議員）が取り組むべき内容など。 ※本年の取組み内容の基礎となるものです。
（議会への政策形成過程の説明）	第２１条	町長等は、政策、計画、施策又は事業（以下「政策等」という。）を提案するときは、政策等の水準を高めるため、次に掲げる政策形成過程の資料等を作成し議会への適時適切な説明を行うよう努めます。 (1) 政策等の発生源 (2) 検討した他の政策案等の内容 (3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討 (4) 総合計画における根拠及び位置付け (5) 関係ある法令及び条例等 (6) 政策等の実施にかかわる財源措置 (7) 将来にわたる政策等のコスト計算	■１ 概ね達成した。 □２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 □３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 □４ その他	適時適切な説明があった。	
（議会の機能強化及び議会改革）	第２２条	議会は、町長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言等の議会機能を強化するとともに、自らの改革に継続的に取り組みます。	■１ 概ね達成した。 □２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 □３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 □４ その他	町長等の事務執行に対する監視及び評価は、本会議や全員協議会、常任委員会等の中で行っており、常任委員会所管事務調査により政策提言を行うなど、議会機能の強化に努めている。また、議会運営委員会において、議会改革に継続的に取り組んでいる。	
（議決事項の拡大）	第２３条	地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第２項の規定に基づく議決事項について、町民の負託に応える町政運営を実現できるよう、別に条例で定めます。	■１ 概ね達成した。 □２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 □３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 □４ その他	平成２９年９月２９日に議会の議決に付すべき事件を定める条例を制定している。	

新ひだか町議会基本条例検証シート

条　　文			評　　価	左の理由・実績等	評価が１の場合以外は、課題解決のために議会（議員）が取り組むべき内容など。 ※本年の取組み内容の基礎となるものです。
（専門的知見の活用）	第２４条	議会は、本会議等における審議の充実、政策の立案及び提言機能の強化並びに政策の効果の評価に資するため、地方自治法第１００条の２の規定に基づく専門的事項に係る調査を積極的に活用するよう努めます。 ２　議会は、必要に応じて専門的知見を有する者で構成する調査機関を設置することができます。 ３　前２項の調査機関に関し必要な事項は、議長が別に定めます。	□１ 概ね達成した。 □２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 □３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 ■４ その他	該当となる事例、案件等がなかった。	
（検討組織の設置）	第２５条	議長は、議会の機能強化及び改革に継続的に取り組むため、議員で構成する検討組織を設置することができます。	■１ 概ね達成した。 □２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 □３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 □４ その他	議会の機能強化及び改革については、議会運営委員会で行っている。	
（議員研修の充実）	第２６条	議会は、議員の政策形成及び立案能力等の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めます。	■１ 概ね達成した。 □２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 □３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 □４ その他	全道町村議会議員研修会に参加するとともに、タブレット端末等操作研修会や各常任委員会視察を開催し、議員研修の充実に努めている。	

新ひだか町議会基本条例検証シート

条　　文			評　　価	左の理由・実績等	評価が１の場合以外は、課題解決のために議会（議員）が取り組むべき内容など。 ※本年の取組み内容の基礎となるものです。
（議会図書室の充実）	第２７条	議会は、議員の調査研究等に資するため、議会図書室を設置するとともに、充実強化し、一般の利用にも配慮します。	□１ 概ね達成した。 ■２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 □３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 □４ その他	議会図書室は設置しているが、図書の充実強化と利用しやすい環境づくりが必要である。 一般町民の利用までには至っていない。	議員からの希望があれば、予算要求して充実する必要がある。
（議会事務局）	第２８条	議会は、自らの政策の立案及び提言機能を強化し、議会活動を円滑かつ効果的に行うため、議会事務局の機能及び組織体制の強化を図ります。	■１ 概ね達成した。 □２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 □３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 □４ その他	事務局体制については、現状の機能及び組織体制の中で、議会活動が円滑かつ効果的に行うことができるように努めている。	
（検証及び見直し手続）	第２９条	議会は、毎年度、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、その結果を公表します。 ２　議会は、必要があると認めるときは、この条例の見直しを行います。	■１ 概ね達成した。 □２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 □３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 □４ その他	令和４年１月から１２月までの1年間について、新ひだか町議会基本条例検証シートにより、各条文毎に検証・評価を行うとともに、議会ホームページや議会白書などにより公表している。	

新ひだか町議会基本条例検証シート

条　　文			評　　価	左の理由・実績等	評価が１の場合以外は、課題解決のために議会（議員）が取り組むべき内容など。 ※本年の取組み内容の基礎となるものです。
（委任）	第３０条	この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定めます。	■１ 概ね達成した。 □２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 □３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 □４ その他	必要となる事項は、確認されなかった。	